

八尾支援学校 進路説明動画

(9) 就労移行支援と自立訓練



知っておいてほしいこと

就労移行支援、自立訓練とは
どのような福祉サービスなのか



2

訓練等給付

① 自立訓練 ⑥者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

② 就労移行支援 ⑥者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型) ⑥者

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

④ 就労定着支援 ⑥者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑤ 自立生活援助 ⑥者

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

⑥ 共同生活援助 (グループホーム) ⑥者

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。
さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

就労移行支援について

まずはサービスの全容をつかみましょう！

就労移行支援とは

サービスの内容

就労移行支援は、企業等への就労を希望する人の為の、訓練等給付の期限付きサービスです。

- 就労に必要な心身的な訓練を受けます。
- 雇用契約はしないため、工賃は発生しない事業所が多いようです。
- 訓練等給付なので、障がい支援区分は必要ありません。
- 2年の利用期限付きです。

自立訓練について

まずはサービスの全容をつかみましょう！

自立訓練とは

サービスの内容

自立支援は、自立した日常生活ができるよう訓練を受ける、訓練等給付の期限付きサービスです。

- 基本的には2年の期限付きで、自立に向けた訓練を受けます。
- 雇用契約はしないため、工賃は発生しない事業所が多いようです。
- 訓練等給付なので、障がい支援区分は必要ありません。



障害福祉サービスの 利用について

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて

2018年
4月版

- ① 障害者を対象としたサービス
- ② 障害児を対象としたサービス
- ③ 相談支援
- ④ 地域生活支援事業
- ⑤ 利用の手続き
- ⑥ 利用者負担の仕組みと軽減措置
- ⑦ 障害に係る自立支援医療
- ⑧ 補装具の制度
- ⑨ 福祉サービスの情報公表制度



全国社会福祉協議会

障がい者ふくしのしおり



障がい者手帳

医療費の助成

手当、年金制度等

日常生活の支援

各種割引・料金の
減免

税の減免等

社会参加の援助

住 宅

相談等の窓口

障がいのある方の
権利擁護

そ の 他

八 尾 市